

令和4年度一般検査における指摘事項について

水戸市福祉部福祉指導課
指導第2係

○ 令和4年度の一般検査の概要

特別養護老人ホーム 検査件数 12件

養護老人ホーム 検査件数 1件

軽費老人ホーム 検査件数 1件

○ 本書の読み方

(1) 新型コロナウイルスによる感染症が市内において発生している状況であるため、一般検査における施設内の巡視を省略しております。

※指摘内容については、介護サービス運営指導における指摘と重複する場合があります。

(2) 「施設種別」の欄について、**令和4年度の一般検査において実際に指摘のあった施設のみ掲載しています。**記載がない施設においても、関係法令及び市ホームページに掲載の自己点検調書等を確認し、**少なくとも1年に1度**は運営状況等を自主的に点検してください。

施設種別の略称は、以下のとおりです。

特養	： 特別養護老人ホーム
軽費	： 軽費老人ホーム
養護	： 養護老人ホーム

1 管理・運営について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの 助言	施設種別	解説
災害 対策	1	各種防災訓練において、避難訓練を1回実施しただけに留まっていました。	消防計画に規定する訓練は必ず実施してください。併せて、夜間における防災対策を確保するため、夜間又は夜間を想定した訓練も定期的の実施してください。	特養	特別養護老人ホームにおいては、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないとされています。よって少なくとも年に2回は避難訓練を実施するとともに、そのうちの1回は夜間又は夜間を想定した訓練としてください。

2 処遇について

指摘はありませんでした。

3 会計について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	施設種別	解説
金銭の出納	2	通帳及び銀行印を同じ者が管理していました。	通帳及び銀行員は異なる責任者により適切に管理してください。	特養	金融機関との取引に使用する通帳及び印鑑は、異なる責任者が法人内の異なる場所に保管し、預貯金の引出し等には、複数の責任者による関与とチェックが働くような管理体制を講じる必要があります。
金銭の出納	3	入所者から預かっている現金・通帳・印鑑の保管者がすべて施設長となっていました。	入所者から預かっている現金・通帳・印鑑について、それぞれ別の職員を保管者としてください。	軽費	入所者から預かる金銭等は、法人に係る会計とは別途管理することとしますが、No.2の解説と同様、内部牽制に配慮する等、個人ごとに適正な出納管理を行うこととなっております。
金銭の出納	4	利用料等の現金を収納した場合に、一定期間取引金融機関に預け入れていませんでした。	利用料等の現金を収納した場合は、速やかに取引金融機関に預け入れてください。	特養	利用料等の収納した金銭は、これを直接支出に充てることなく、速やかに金融機関に預け入れなければなりません。 各社会福祉施設における経理規程において、「日々入金した金銭は、これを直接支出に充てることなく、収入後〇日以内に金融機関に預け入れなければならない。」と規定されている場合には、必ずその経理規程に定められた日数以内に金融機関に預け入れてください。
金銭の出納	5	金銭の支払いを行う場合に、会計責任者の承認を得ていませんでした。	金銭の支払いを行う場合には、会計責任者の承認を得て行ってください。	特養	金銭の支払は、支出承認に関する書類及び支払に係る関係書類に基づいて行われなければならない。会計責任者は、前項の書類を照合し、支払金額及び支払内容に誤りがないことを確かめた上で、金銭の支払を行わなければならない。 また、会計責任者は出納職員を監督しなければならず、内部牽制機能を十分に確保する観点から、会計責任者が出納職員を兼務することはできません。

項目	No.	指摘事項	水戸市からの 助言	施設種別	解説
契約	6	契約額が100万円を超えない契約をした場合に、請書その他これに準ずる書面を徴していませんでした。	契約額が100万円を超えない契約のため契約書を省略する場合であっても、特に軽微な契約を除き適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴してください。	軽費	事務手続きの簡素化を目的として、契約額が100万円を超えない契約の場合には契約書の作成を省略することができます。しかしながら、社会福祉法人としてより慎重な契約手続きが求められることから、軽微な契約を除き適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴してください。
契約	7	100万円を超える契約について、契約書を作成していない事例が見られました。	100万円を超える契約については契約書により契約を締結してください。なお、契約書の作成を省略できる場合においても、特に軽微な契約を除き、請書等を徴することとしてください。	特養	100万円を超えない契約の場合には、請書その他これに準ずる書類を徴すればよいとされていますが、100万円を超える契約においては必ず契約書を作成してください。 契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載することとなっています。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 契約履行の場所 (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法 (3) 監査及び検査 (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 (5) 危険負担 (6) かし担保責任 (7) 契約に関する紛争の解決方法 (8) その他必要な事項

項目	No.	指摘事項	水戸市からの 助言	施設種別	解説								
契約	8	継続的な取引を随意契約で行うに当たり、契約更改時に契約の履行状況や委託料の妥当性を検証しないまま契約を行っていました。	継続的な取引を随意契約で行う場合には、契約更改時に契約の履行状況や委託料の妥当性を検証し、決裁を得る等により、公平性・透明性を確保してください。	特養 養護	<p>随意契約は、3者以上から見積書を徴する必要があります。ただし、下記の金額を超えない場合は、2者以上の見積で構いません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事又は製造の請負</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>食料品、物品等の買入れ</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>継続的な取引を随意契約で行う場合には、契約期間中に価格調査を行うなど、適正な契約の維持に努めてください。</p>	契約の種類	金額	工事又は製造の請負	250万円	食料品、物品等の買入れ	160万円	上記以外	100万円
契約の種類	金額												
工事又は製造の請負	250万円												
食料品、物品等の買入れ	160万円												
上記以外	100万円												
契約	9	予定価格が1,000万円を超える場合に、合理的な理由がなく随意契約により契約を行っていました。	予定価格が1,000万円を超える場合には、原則入札を行ってください。なお、やむを得ず随意契約による場合には、その合理的な理由を明らかにしたうえで業者の選定を行ってください。	特養	<p>予定価格が1,000万円を超える場合には、原則入札により契約を行ってください。また、合理的な理由により競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約とすることができりますが、随意契約によることができる合理的な理由は、次の各号に掲げる場合とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が1,000万円を超えない場合 (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合 (3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合 (4) 競争入札に付することが不利と認められる場合 (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合 (6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合 (7) 落札者が契約を締結しない場合 <p>また、各法人における定款施行細則において定めている、理事長が専決できる契約金額以上（多くの法人においては1,000万円以上）の契約を締結する場合には、理事会において決定するとともに、理事長及び業務執行理事は契約結果等を理事会に報告しなければなりません。</p>								

項目	No.	指摘事項	水戸市からの 助言	施設種別	解説
契約	10	予定価格 1,000 万円以上の重要な 契約について、理 事会の議決を得て いませんでした。	予定価格 1,000 万円以上の重要 な契約について、 理事会の議決を 得てください。	特養	No.9と同様です。 重要な契約については、理事会において決定するとともに、理事長及び業務執行理事は契約結果等を理事会に報告しなければなりません。